



鳥取県公報

平成 19 年 4 月 3 日 (火)
第 7 8 7 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 (327) (中部総合事務所福祉保健局) 2
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (328) (西部総合事務所福祉保健局) 2
	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (329) (障害福祉課) 2
	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (330) (経営支援課) 3
	土地改良事業の協議の適否の決定 (331) (耕地課) 3
	河川法による工作物の管理方法の協議の成立 (332) (河川課) 3
	旧中部ダム予定地域振興協議会の廃止 (333) (〃) 4
◇ 公 告	少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課) 4
◇ 調達公告	落札者の決定 (管財課) 5

告 示

鳥取県告示第 327 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月3日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会	東伯郡琴浦町大字浦安 123-1	社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会指定相談支援事業所	東伯郡琴浦町大字赤碕 1113-1	平成19年4月1日

鳥取県告示第 328 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月3日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
NPO法人しんらい	米子市淀江町佐陀227-1	ワークセンターしんらい	米子市淀江町佐陀227-1	就労継続支援	平成19年4月1日
特定非営利活動法人精神障害者家族会すけっと	米子市富益町4548-2	サンライズ作業所	米子市富益町4548-2	〃	〃
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	よなご大平園	米子市二本木1690	生活介護	〃

鳥取県告示第 329 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成19年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称	所在地	施設障害福祉サービスの種類	辞退年月日
吾亦紅	米子市彦名町2850-1	障害者自立支援法附則第20条の規定により障害福祉サービスとみなされる知的障害者施設支援（知的障害者通所授産施設支援）	平成19年3月31日

鳥取県告示第 330 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 4 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地
財団法人国府町農業公社
鳥取市国府町町屋 305-1
- 2 変更承認年月日
平成 19 年 3 月 27 日
- 3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類
農地売買等事業
研修等事業

鳥取県告示第 331 号

江府町が行う土地改良事業（元気な地域づくり交付金事業（基盤整備促進）貝田地区農業用排水施設）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年4月3日から同月23日まで
- 3 縦覧に供する場所
江府町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 332 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、護岸と公園との兼用工作物の管理の方法につ

いて協議が成立したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、鳥取県県土整備部河川課に備え置いて閲覧に供する。

平成 19 年 4 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 河川の名称
一級河川千代川水系湖山川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
なぎさ護岸
- 3 河川管理施設の位置
鳥取市桂見 807-1 地先から同市桂見 868-6 地先まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
公園管理者 鳥取市長
鳥取市尚徳町 116
- 5 管理者が行う兼用工作物の管理の内容
兼用工作物の維持
- 6 管理の期間
平成 19 年 3 月 22 日からなぎさ護岸の存続する日まで

鳥取県告示第 333 号

三朝町と共同して設置した旧中部ダム予定地域振興協議会を平成 19 年 3 月 31 日をもって廃止したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定により、その例によることとされる同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 4 月 3 日

鳥取県知事 片 山 善 博

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成 19 年 4 月 3 日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
井 上 芳 久	鳥取市末広温泉町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち東品治、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
濱 崎 道 弘	鳥取市末広温泉町	
加 藤 惇	鳥取市今町	
岡 本 大 明	鳥取市末広温泉町	
平 井 興 晟	鳥取市末広温泉町	

石 井 明	鳥取市瓦町	
太 田 宏 司	鳥取市寺町	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町	
津和野 敬	倉吉市新町	倉吉市街地区
小 谷 次 雄	倉吉市東仲町	(倉吉市のうち明治町、明治町二丁目、大正町一丁目、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、境町二丁目及び宮川町一丁目の区域)
吉 田 武 章	倉吉市葵町	
砂 原 丸 美	倉吉市上井町	
古 田 修	米子市東町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
西 村 正 文	米子市茶町	
金 田 祐 二	米子市末広町	
杉 谷 圭 介	米子市朝日町	朝日町地区 (米子市のうち朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)
吉 良 信 男	米子市尾高町	
田 部 五 十 鈴	米子市朝日町	
長谷川 完	米子市角盤町	
武 田 幸 治	米子市上福原	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
圓 山 武 雄	米子市上福原	
竹 本 勲	米子市上福原	

2 少年指導委員の任期

平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年4月3日

鳥取県知事 片 山 善 博

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県庁舎他設備保全業務委託 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成19年3月9日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 東亜建物管理株式会社
米子市東福原五丁目5-10 |
| 5 落 札 金 額 | 52,290,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成19年1月19日 |

- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部管財課
及び所在地 鳥取市東町一丁目 220